



南越前町 こども計画

(第3期南越前町子ども・子育て支援事業計画)

令和7年3月
南越前町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 こども・子育ての現状と課題	3
1 統計資料等から見る現状と推計	3
2 アンケート調査から見る現状	8
3 第2期計画の量の見込みと実績	12
4 基本目標に基づく取り組みの現状	18
5 課題のまとめ	26
第3章 計画の基本理念と施策の体系	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の目標	29
3 施策の体系	30
第4章 施策の内容	31
基本目標1 こどもの健やかな成長の支援	31
基本目標2 こどもの育ちと子育ての一体的支援	36
基本目標3 出産・子育ての安心につながる環境の確保	40
第5章 子ども・子育て支援事業計画	43
1 事業の提供区域の設定	43
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	43
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	44
4 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供と体制の確保	52
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	52
第6章 推進体制	53
1 住民や地域、関係団体等との協働	53
2 庁内の推進体制	53
3 計画の進行管理	53
参考資料	54
1 南越前町子ども・子育て会議設置要綱	54
2 南越前町子ども・子育て会議委員名簿	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国における急速な少子化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加等、社会や経済活動に深刻な影響が懸念されています。令和5（2023）年の出生数は72万7,277人で、統計を開始した明治32（1899）年以来、最少の数字となり、こどもの数はピーク（昭和18（1943）年）の3分の1以下にまで減少しています。また、令和5（2023）年の合計特殊出生率は1.20と過去最低となっています。さらに、近年少子化のスピードが加速しており、出生数が初めて100万人を割り込んだ平成28（2016）年以降、令和元（2019）年に90万人、令和4（2022）年に80万人を割り込んでいます。その背景として、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む要因が絡み合っていることが指摘されています。

また、こども・若者を取り巻く環境も、社会状況の変化により複雑化しています。児童虐待、不登校、ひきこもりなどの家庭をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、孤独・孤立の顕在化や、多様性と包摂性ある社会の形成などへの対応が求められています。

国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化等を受けて、こども基本法を令和5（2023）年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案・実施を担う行政機関として、こども家庭庁が発足、令和5（2023）年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

南越前町（以下「本町」という。）では、国の指針に基づき、平成27（2015）年3月に「南越前町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）、令和2（2020）年3月に「第2期南越前町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、こどもの年齢や家庭の状況に応じた教育・保育及び地域のこども・子育て支援を、総合的かつ一体的に推進してきました。

令和6年度に第2期計画期間の最終年度を迎えるため、社会環境の変化やこどもを取り巻く現状、「第2期計画」の進捗状況等を踏まえ、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現のため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で町が取り組むべきこども・子育て施策を示す「南越前町こども計画（第3期南越前町子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」であり、国の「こども大綱」及び福井県の「こども計画」を勘案して策定しています。

また、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（母子保健計画含む）、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「市町村計画」及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条に基づく「市町村基本計画」を一体的に策定しています。

法的根拠	計画の位置付け
こども基本法	市町村こども計画
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画（母子保健計画含む）
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	市町村計画
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	市町村基本計画

3 計画の期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、こどもを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期南越前町子ども・子育て支援事業計画									
					南越前町こども計画(本計画) (第3期南越前町子ども・子育て支援事業計画)				

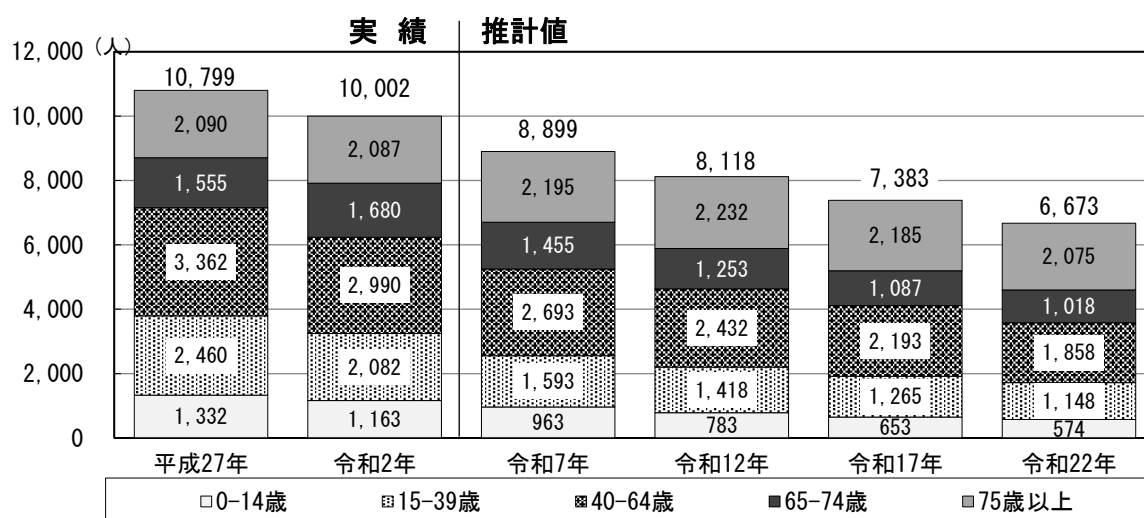
第2章 こども・子育ての現状と課題

1 統計資料等から見る現状と推計

人口の状況

(1) 総人口と年齢階層別人口の推移と将来推計

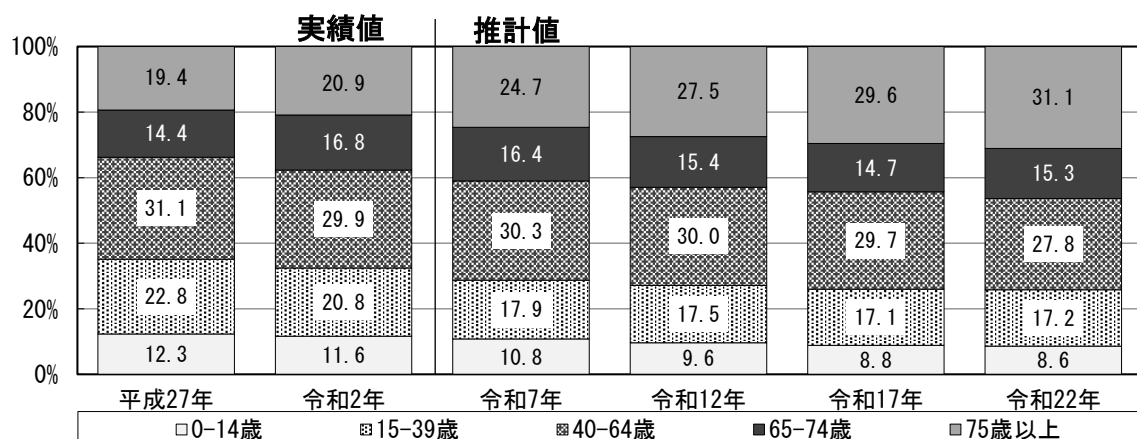
令和12年における本町の総人口は、令和2年と比べ1,884人（約19%）減少する見込みとなっています。0～14歳は380人（約33%）、15～39歳は664人（約32%）減少することが予測されます。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

(2) 総人口における年齢階層別人口比率の推移と将来推計

令和12年の本町の年齢階層別人口比率は、令和2年と比べ75歳以上人口が占める割合が6.6ポイント増加することが予測されます。一方、0歳～14歳が占める割合は2.0ポイント、15～39歳が占める割合は3.3ポイント、それぞれ減少することが予測されます。

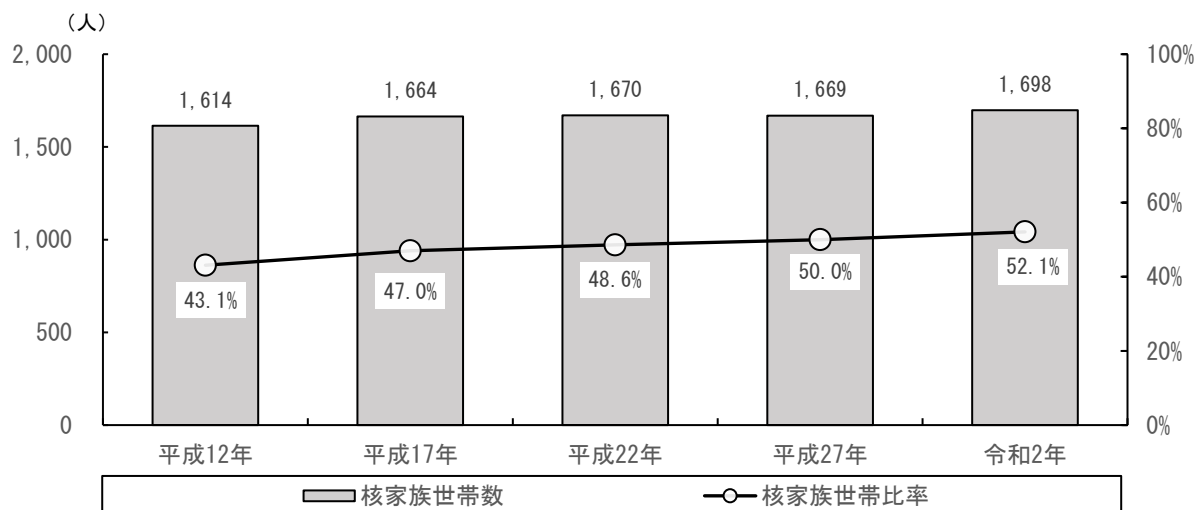


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

世帯の状況

(3) 核家族世帯数の推移

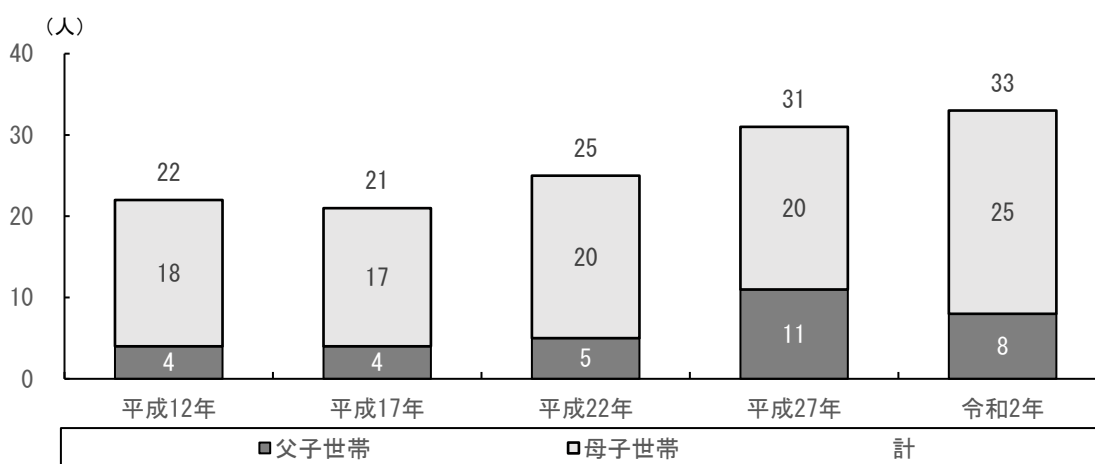
核家族世帯数は、平成 17 年以降横ばいとなっていますが、総世帯数における核家族世帯比率は増加傾向となっており、令和 2 年には 52.1 % になっています。



資料: 国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

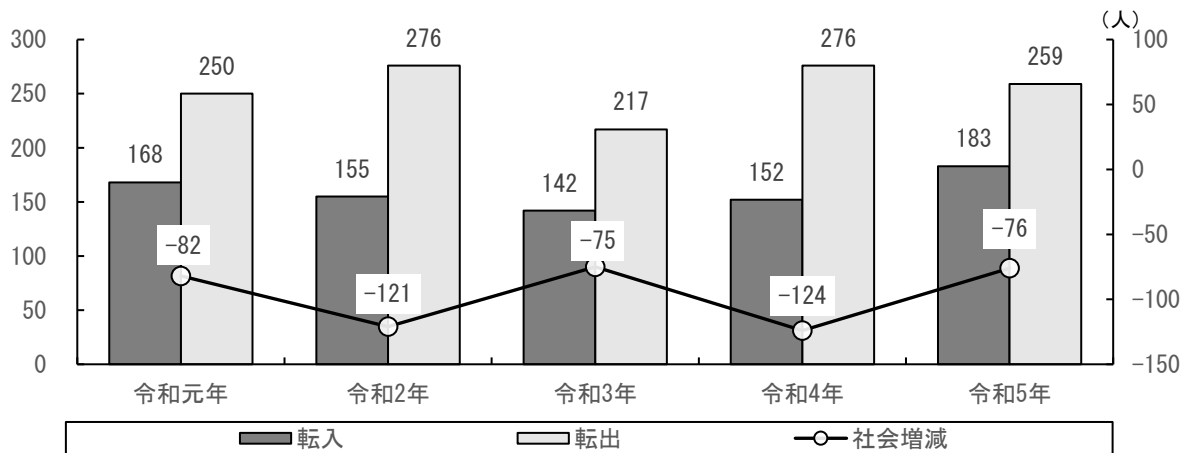
ひとり親世帯数は、平成 27 年は 31 世帯、令和 2 年は 33 世帯と世帯数は増えており、父子世帯、母子世帯ともに増加傾向です。



資料: 国勢調査

(5) 社会動態（転入と転出）

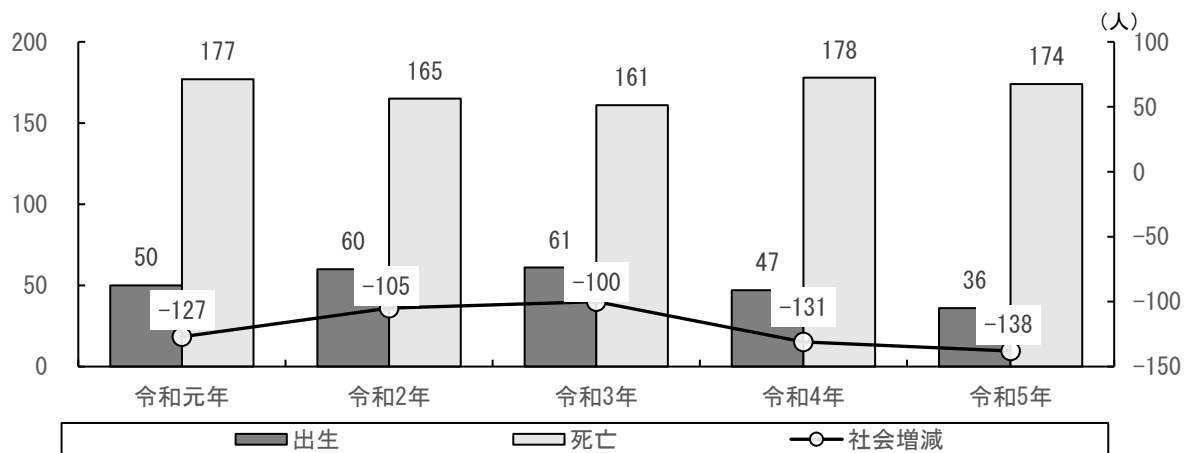
社会動態についてみると、転入数は令和元年から令和3年にかけて減少し、令和4年から増加しています。転出数は令和元年から令和2年にかけて増加し、その後増加、減少と年度ごとに増減があります。社会増減は、転出が転入を上回り、令和5年には76人減となっています。



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(6) 自然動態（出生と死亡）

自然動態についてみると、出生数は減少傾向で、死亡数は増減を繰り返しています。自然増減では死亡数が出生数を上回っており、令和5年には138人減となっています。



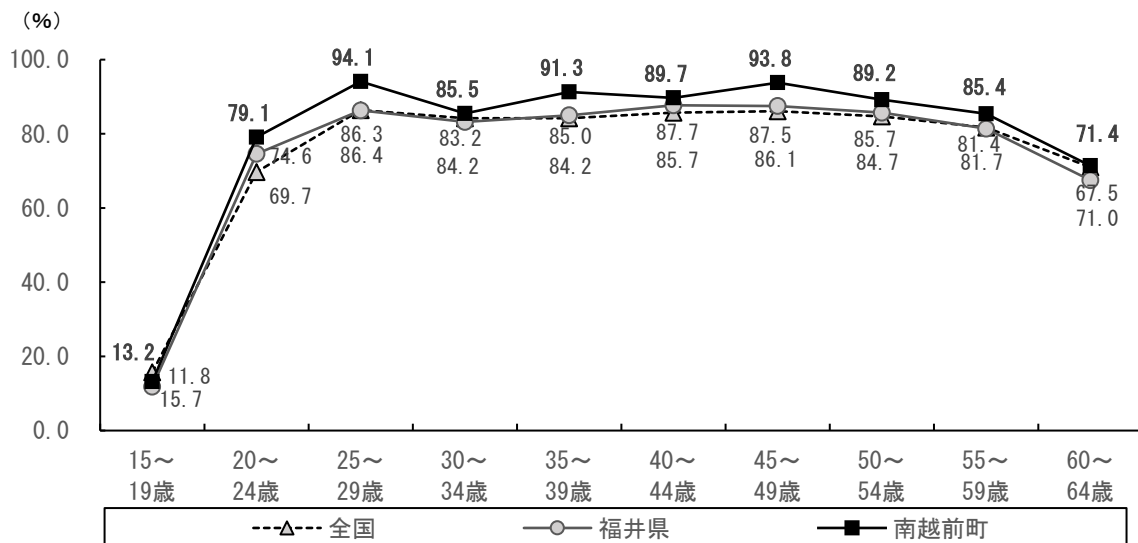
資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

保護者の就労状況

(7) 女性の就業率

本町の女性の就業率を年齢階層別にみると、すべての年代において全国・福井県の水準を上回っており、なかでも25～29歳、35～39歳、45～49歳の就業率は9割台と高くなっていますが、30～34歳では8.5割程度となり一度就業率を下げる結果となっています。

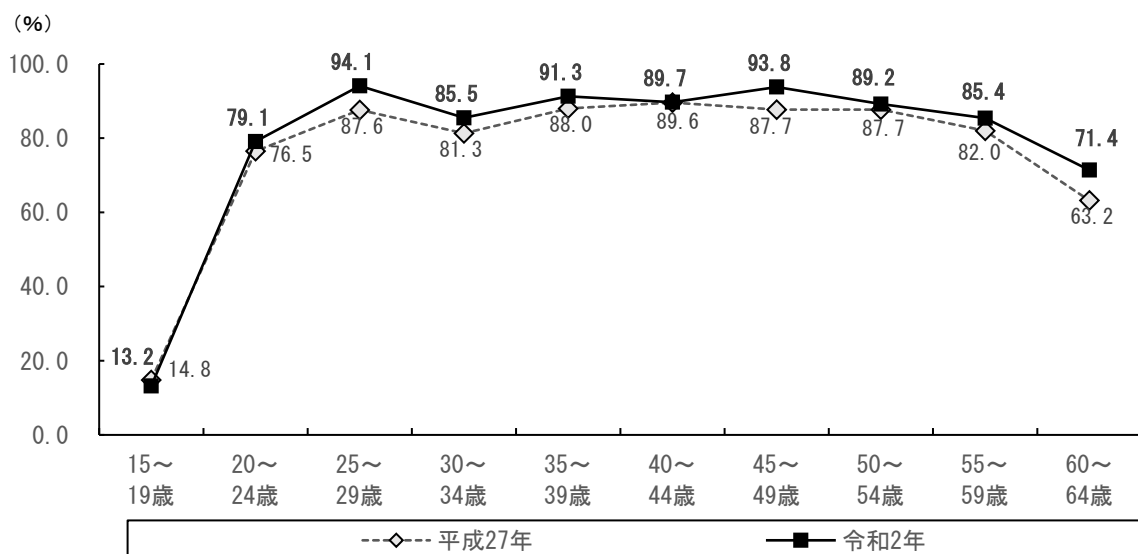
■女性の年齢階層別就業率（全国・福井県・南越前町の比較）



資料：令和2年国勢調査

本町における平成27年と令和2年の女性の就業率を比較すると、概ね横ばいとなっていますが、25～29歳、45～49歳においては就業率が約6ポイント上昇し、さらに、60～64歳では約8ポイント上昇しています。

■本町における女性の年齢階層別就業率（平成27年・令和2年の比較）



資料：国勢調査

子どもに関する状況

(8) 町内教育・保育施設

町内の教育・保育施設の状況についてみると、令和6年は令和2年から76人減少しています。

令和6年は、保育所（園）の施設数は2か所で、定員140人に対し入園者数は64人と定員を大幅に下回っています。

認定こども園は施設数が2か所で、定員295人に対し入園者数は243人と定員を下回っています。

■町内教育・保育施設の入所（園）者数の推移

単位：人

	定員 (令和6年度)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (見込)
南条こども園	230	232	218	199	189	192
今庄なないろこども園	65	62	58	57	55	51
湯尾保育所	60	56	49	52	47	43
河野保育園	80	32	26	23	25	21
広域保育(委託・幼稚園)	－	1	1	1	1	1
広域保育(委託・保育所(園))	－	1	5		1	
合計	435	384	357	332	318	308

各年3月末現在
資料：保健福祉課

(9) 放課後児童クラブ

登録人数は、令和2年度から増加傾向ですが、その内訳は南条児童館の増加が大きく、その他の児童館は減少傾向です。

■放課後児童クラブの状況

単位：人

	定員 (令和6年度)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (見込)
南条児童館(南条児童クラブ)	180	118	127	149	153	162
湯尾児童館(わいわいキッズクラブ)	60	35	45	41	38	39
今庄児童館(タッピークラブ)	60	42	41	42	37	39
河野児童館(シーサイドキッズクラブ)	60	30	32	32	20	20
合計	360	225	245	264	248	260

各年3月末現在
資料：保健福祉課

2 アンケート調査から見る現状

ニーズ調査

【調査概要】

- ・目的 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定資料とするため、保育ニーズ等を把握する。
- ・対象者 町内在住の就学前・小学生児童のいる世帯
- ・実施時期 令和6年2月21日（水）～令和6年3月6日（水）
- ・調査方法 WEB アンケート調査
- ・回答状況 調査対象 476 世帯、回答 248 件（回答率 52.1%）

（1）同居・近居の状況

お子さんの世帯における同居、近居の状況については、「親と同居」が 35.0%と最も高く、次いで、「親・祖父母と同居」が 34.2%でした。「親・祖父母と同居」について、小学生児童では 37.8%でしたが、就学前児童では 31.5%と 6.3 ポイントの差があります。就学前児童・小学生児童ともに、前回調査から「親との同居」が増加し、「親・祖父母との同居」が減少しています。

（2）母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム」が最も高く、就学前児童 50.5%、小学生児童 45.7%でした。前回調査では、就学前児童では「フルタイム」が 48.8%と最も高く、小学生児童は「パート・アルバイト等」が 47.7%と最も高い結果であり、母親の「フルタイム」の割合が増加しています。また、前回調査では就学前児童で「現在は就労していない」が 18.1%であったが、今回調査では 8.9%と就労している母親の割合が増加しています。

（3）保育所・こども園等の満足度

現在利用している教育・保育事業に対する満足度（「満足」＋「やや満足」）は、「施設・環境」が 88.0%で最も高く、次いで「食事」が 85.9%、「全体的な印象」が 83.9%でした。前回調査での満足度 70%以上の項目は 1 項目のみでしたが、満足度 11 項目のうち 10 項目が 70%以上という結果でした。

（4）就学前児童の一時預かり保育利用ニーズ

一時預かり等、不定期の保育サービス利用の有無についてみると、「利用したい」が 37.5%でした。このうち、一時預かり等、不定期の保育サービスの利用希望についてみると、利用希望（「ほぼ毎週利用したい」「月に 1～2 回利用したい」「年に数回利用したい」）が最も高いのは、一時預かりの家「おんぶ」等の 87.3%であり、次いで保育所（園）の一時預かりが 76.1%となりました。

（５）放課後児童クラブ(学童保育)の満足度

現在利用している放課後児童クラブ(学童保育)に対する満足度（「満足」＋「やや満足」）は、「利用料金」が83.9%で最も高く、次いで「全体的な印象」が71.6%、「保護者への情報伝達」が69.1%という結果でした。

（６）病児・病後児保育サービスの利用希望

未就学児童の61.8%が病児・病後児保育サービスの利用を希望しており、年齢が低いほど利用希望が高い傾向です。

病児・病後児保育サービスを利用したいが利用できない（就学児童）理由については、「施設が遠く移動が大変」が68.1%と最も高い結果となりました。

（７）子育ての相談相手

子育てをする上での相談相手(場所)の有無についてみると、「いる／ある」が就学前児童で94.6%、小学生児童で89.2%でした。前回調査と比較すると「いる／ある」就学前児童で1.4ポイント、小学生児童5ポイントの減少となっています。

（８）こどもとの外出の際に困ること

こどもの外出の際に困ること・今までに困ったことについてみると、就学前児童は「特に困ること・困ったことはない」が33.3%と最も高く、次いで「子どもを遊ばせる場所がない」が26.1%でした。

小学生児童は、「子どもを遊ばせる場所がない」が34.2%と最も高く、次いで「特に困ること・困ったことはない」が30.0%でした。

（９）南越前町の子育て・子育て支援策

南越前町は子育てをしやすい町かについてみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計は91.4%でした。

安心してこどもを産み育てられる町にするために必要な施策は、「保育・教育にかかる出費負担の軽減」が43.9%と最も高いが、地区別にみると「今庄地区」「河野地区」では「子どもの遊び場や公園の整備」が最も高く、「湯尾小学校区」では「保育所(園)の保育教育体制の充実」が他地区より高い結果でした。

【調査概要】

- ・目的 こども計画の策定資料とするため、こどもの幸福度、こどもの意見の尊重、こどもの遊びの現状や遊び場に関するニーズ及び意見などを把握する。
- ・対象者 町内在住の小学生及び中学生年代の児童、町内の小中学校に通学する児童
- ・実施時期 令和6年10月15日（火）～10月24日（木）
- ・調査方法 小学生 紙及びWEB アンケート調査
中学生 WEB アンケート調査
- ・回答状況 小学生 調査対象 439 人、回答 390 人（回答率 88.8%）
中学生 調査対象 259 人、回答 256 人（回答率 98.8%）

（１）幸せ実感【小学生・中学生】

「幸せな気持ちになることは、どのくらいありますか」との問に対して、小学生では 89.3%（「よくある」「ときどきある」の計）のこどもが肯定的に回答しています。

また、中学生は 97.3%であり、小学生より 8.0 ポイント高い結果でした。また、小学 1 年生 84.2%、5 年生 96.9%、中学 1 年生 96.3%、3 年生 100.0%と学年が上がるごとに高くなる傾向が見られます。

小学生・中学生全体では 92.4%（「よくある」「ときどきある」の計）のこどもが肯定的な回答となりました。

（２）幸せ実感と外遊び【小学生】

「幸せな気持ちになることは、どのくらいありますか」との関連が見られた問は、「体を動かして遊ぶことは楽しいですか」でした。

高学年では、「幸せな気持ちになることは、どのくらいありますか」との関連が見られた設問は、「よく体を動かして遊びますか」「外で遊ぶことは楽しいですか」「体を動かして遊ぶことは楽しいですか」と、外遊びや体を動かして遊ぶことに関するものでした。また、「よく外で遊びますか」のほか、「家の中で遊ぶことは楽しいですか」「友達と遊ぶことは楽しいですか」「近くにある遊び場は、楽しいですか」とも一定の関連が見られ、「楽しさ」に肯定的な回答との関連性が伺えます。

「近くにどんな遊び場があるとよいですか」との問については、「体を動かしてあそべる」が 253 件と最も多く、次いで「雨でも遊べる」が 250 件という結果でした。

（３）自分自身の状態や環境に関する満足度【中学生】

自分自身の「身体の状態」「気持ち・精神（メンタル）」に対する満足度（「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた割合）をみると、身体の状態に関しては 97.3%が、「気持ちや精神」に関しては 87.8%が満足していることが分かります。一方、「全く満足していない」「満足していない」を合わせた割合はそれぞれ 5.9%、10.9%となりました。

自分自身の「家庭・学校・地域」に対する満足度（「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた割

合)については、家庭に関しては96.5%、学校に関しては95.3%、地域に関しては87.9%が満足していることがわかります。一方、「全く満足していない」「満足していない」を合わせた割合は、家庭が3.1%、学校が4.3%、地域が11.4%となりました。

(4) 意見表明権の実感【小学生・中学生】

「大人は、こどもの気持ちや考えをよく聞いていると思いますか」については、「思う」「ときどき思う」を合わせた計は、小学生85.4%、中学生91.0%という結果でした。一方、「あまり思わない」「思わない」を合わせた計は、小学生13.1%。中学生9.0%であり、中でも小学6年生については、23.1%と最も高いスコアとなりました。

3 第2期計画の量の見込みと実績

(1) 幼児期の教育・保育の提供状況

認定こども園や保育所等の教育・保育の提供については、保護者の就労状況、家庭状況、こどもの年齢、教育・保育の希望等から3区分に認定し、その認定に応じて施設等の利用先が決定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、教育のみ	認定こども園、幼稚園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所(園)
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所(園)

■教育・保育事業

1号認定、2号認定、3号認定ともに実績が見込み量を下回っています。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度					令和3年度				
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
			0歳児	1・2歳児				0歳児	1・2歳児	
量の見込み	3	231	29	114	377	3	215	33	120	371
実績	7	227	30	118	382	4	209	32	106	351

	令和4年度					令和5年度				
	1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
			0歳児	1・2歳児				0歳児	1・2歳児	
量の見込み	3	206	32	122	363	3	194	31	119	347
実績	1	202	36	92	331	1	181	24	110	316

	令和6年度(見込)				
	1号	2号	3号		計
			0歳児	1・2歳児	
量の見込み	3	191	30	117	341
実績	3	183	24	97	307

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

■延長保育事業【保健福祉課】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間に、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

園児数の減少に伴い実利用人数は減少しているものの、一定の利用が継続しています。

単位：実利用人数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	176 人	170 人	167 人	160 人	160 人
実績	197 人	173 人	124 人	140 人	123 人

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【保健福祉課】

就労等の理由により、保護者が下校時に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

低学年、高学年ともに実績が見込み量を上回っており、高い利用率で推移しています。

単位：実利用人数／年間

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み	146 人	53 人	199 人	145 人	54 人	199 人	147 人	46 人	193 人
実績	162 人	66 人	228 人	163 人	82 人	245 人	177 人	88 人	265 人

	令和5年度			令和6年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み	146 人	42 人	188 人	133 人	42 人	175 人
実績	177 人	73 人	250 人	169 人	93 人	262 人

■放課後子ども教室【教育委員会】

すべての小学生を対象に、地域の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動等の機会を提供します。

本町では、小学校区ごとに町内4か所の児童館において実施しています。

単位：か所数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
実績	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

■子育て短期支援事業【保健福祉課】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和4年度から利用があり、2歳児未満のニーズに対応するため、新たに済生会乳児と契約し、受け入れ体制の確保に努めています。

単位:延べ利用日数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
実績	0人	0人	4人	16人	24人
施設数	1施設	1施設	2施設	2施設	2施設

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）【保健福祉課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町における主な利用者は、「就園していない子どもと保護者」です。出生数の減少と同じ増減となる傾向にあります。

単位:延べ利用回数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,434人回	5,552人回	5,611人回	5,434人回	5,346人回
実績	3,699人回	3,933人回	3,782人回	3,674人回	3,570人回

■一時預かり事業【保健福祉課】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所（園）、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◎幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）

本町では、1号認定が減少しており、見込み量に対しては、令和2年度、令和3年度は上回りますが、令和4年度以降は下回る結果となっています。

単位:延べ利用日数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	106人	98人	93人	88人	89人
実績	285人	521人	75人	46人	50人

◎在園児を除く、一時預かり（すみずみ子育てサポート事業「おんぶ」等）

1,000 人日台の利用が継続しており、概ね実績に沿った見込み量となっています。

単位：延べ利用日数／年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		1,298 人日	1,250 人日	1,223 人日	1,210 人日	1,210 人日
② 実績	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	134 人日	24 人日	111 人日	147 人日	100 人日
	施設数	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
	ファミリー・サポート・センター事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
	トワイライトステイ	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	施設数	1 施設	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設
	すみずみ子育てサポート事業	807 人日	1,052 人日	1,439 人日	1,373 人日	1,160 人日
	施設数	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設

■病児・病後児保育事業【保健福祉課】

病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

本町では、町内に病児保育施設がなく利用が限られるため、年度によってばらつきがあるものの平均約 19 人日であり、量の見込みの約半数の利用となっています。

単位：延べ利用日数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	44 人日	42 人日	41 人日	40 人日	40 人日
実績	13 人日	25 人日	7 人日	26 人日	25 人日

■利用者支援事業【保健福祉課】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、4 か所で実施しています。

単位：か所数／年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
実績	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

■乳児家庭全戸訪問事業【保健福祉課】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

令和5年度においては出生数の見込以上の減少により、実績と見込に差が生じています。

単位:実訪問数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	72 人	70 人	69 人	66 人	65 人
実績	56 人	55 人	49 人	36 人	40 人

■養育支援訪問事業【保健福祉課】

乳幼児家庭全戸訪問事業の実施結果等により把握された、養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、保健師が訪問を実施し、家庭の適切な養育に向けた相談指導を実施しました。令和2年度は実績が見込み量を大きく上回っていますが、令和4年度以降は見込み量に沿った実績となっています。

単位:実訪問数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
実績	13 人	9 人	8 人	8 人	8 人

■妊婦健診事業【保健福祉課】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、受診人数の実績は減少傾向となっており、令和4年度以降は40人台で推移しています。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	66 人	65 人	63 人	62 人	62 人
実績	63 人	52 人	41 人	43 人	47 人

(3) その他教育・保育に係る事業の提供状況

■放課後子供総合プランの推進【保健福祉課・教育委員会】

「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」を実施し、放課後等のこどもたちの適切な遊びや生活の場を確保しています。

また、児童館を活用し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施するとともに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的な実施に向けた検証を進めています。

■低年齢児保育【保健福祉課】

公立認定こども園・保育所（園）では生後 6 か月児の受入れを可能としておりますが、多くが生後 1 歳を迎え職場復帰を理由とした入所申込となっています。

私立の今庄なないろこども園では生後 9 週以降からの入園を受け入れており、年に 1～2 件の申し込みとなっています。

■休日保育【保健福祉課】

日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒をみるできないこどもを保育所等において保育する事業です。本町では、今庄なないろこども園において事業を実施していましたが、シルバー人材センターが運営している一時預かり事業（「おんぶ」）で、日曜・祝日において数時間の利用もできるため、認可保育施設の休日保育利用希望がなく、休日保育は実施していません。

4 基本目標に基づく取り組みの現状

基本目標 1 子どもの健全育成

基本施策

1. 子どもの育ちを支える環境づくり 2. 経済的負担の軽減 3. 食育の推進

『1. 子どもの育ちを支える環境づくり』の主な取り組み

■「保育所職員資質向上研修事業」

保育の資質向上のために、保育士が自ら調査・研究を重ねる環境づくりに取り組みました。また、おむつのサブスクリプションサービス、保育業務支援システムやキャッシュレス集金の導入など、保護者のみならず、保育士の負担軽減に繋がる取組を実施しました。

『2. 経済的負担の軽減』の主な取り組み

■「児童手当の支給」

高校生年代までの児童を養育している父母等に児童手当の支給を行いました。

■「すくすく保育支援事業（県事業）」

すくすく保育支援事業を活用し、令和6年9月から、第2子以降の保育料を所得に関わらず無償化しています。

■「子育て支援金の支給」

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うこどもの健全育成及び資質の向上に資するため、こどもを養育している方に子育て支援金を支給しました。令和5年度は、111人に子育て支援金を支給しました。

『3. 食育の推進』の主な取り組み

■「地産地消推進事業」

- ・地域の農家を中心に栽培された野菜等を、学校給食の食材として積極的に活用しました。

基本目標 2 子どもや母親の健康の確保

基本施策

1. 母子保健事業の充実 2. 小児医療の充実

『1. 母子保健事業の充実』の主な取り組み

■「子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点」

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の連携を図り、相談・支援の充実に取り組みました。また、これらの機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を強化するため、妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を令和6年4月に設置しました。

■「乳児健診」「赤ちゃん健診」「1歳6か月児健診、3歳児健診」

こどもの健やかな発達と健全な親子関係を支援するため、発達段階に応じ健康診査を行いました。各健診ともに、受診率は95%を超えています。

■「子育て相談室」

子育てやしつけ、療育的な関わり方について相談できる個別相談と、保護者交流会を実施するとともに、各保育施設に相談スタッフが訪問し、保護者の迎えの時間に合わせた個別相談も実施しました。

『2. 小児医療の充実』の主な取り組み

■「子ども医療費助成事業」

高校生年代までのこどもに対し、医療費の窓口無料を実施しました。

■「不妊治療費助成事業」

体外受精等、医療保険が適用されない治療について、年間60万円を限度に補助を実施しました。

基本目標 3 子どもの教育環境の整備

基本施策

1. 子どもたちを取り巻く環境の整備
2. 生涯学習環境の充実
3. 「生きる力」を育む学校教育の充実
4. 家庭や地域の教育力の向上
5. ふるさと教育の推進

『1. 子どもたちを取り巻く環境の整備』の主な取り組み

■「児童館活動事業」

4か所の児童館において、地域に密着した児童館活動を推進しました。令和5年度は、のべ1,189人の利用がありました。

『2. 生涯学習環境の充実』の主な取り組み

■「社会教育生涯学習推進事業」

社会教育の推進を図るため、年1回のまちづくり大会の開催、文化祭等を実施しました。令和6年度は、全保育所（園）・小中学校の合唱や演奏を発表する、南越前町民音楽祭を開催しました。

『3. 「生きる力」を育む学校教育の充実』の主な取り組み

■「職場体験学習事業（キャリアチャレンジ14）」

中学2年生を対象に、社会経験と自立の促進を図るため、町内の事業所で様々な職場の体験を行う事業で、令和6年度は3日間実施しました。

■「適応指導教室」

いじめ・不登校・自殺対策強化として、指導員、家庭教育相談員、スクールソーシャルワーカー等を配置し、南越前文化会館を拠点に、学校へ通うことが難しい児童生徒に対し学校復帰や自立のための支援を行いました。

『4. 家庭や地域の教育力の向上』の主な取り組み

■「育児講座・保育講演会開催事業」

親としての、こどもの教育のあり方について学ぶ機会として、講座や講演会、乳幼児健診（集団）、歯ピカ☆教室、むし歯予防教室等の母子保健事業において、関わった保護者に対して直接助言・指導を実施しました。

■「南越前町青少年補導委員会補助金事業」

青少年の見守りや啓発活動を推進するため、南越前町青少年補導委員会に対し補助金を交付し、活動を支援しました。

■「保育活動事業」

こどもと地域との関わりを深めるために、保育活動事業の一環として、敬老会への出演やいちご摘み体験等の地域交流を実施しました。

■「家庭教育講座開設事業」

親が持つ子育ての課題や悩みを解消し、親とこどもがともに成長することを目的に、保護者、児童、教職員等を対象に小学校、認定こども園、保育所（園）ごとに家庭教育講座を実施しました。令和5年度は3か所で実施しました。

『5. ふるさと教育の推進』の主な取り組み

■「学校間ふるさと交流事業」

小中学校の交流事業として、特産品等のふるさと資源を活用した合同学習を年1回実施しています。町内小学校の3年生が合同で梅もぎ体験を行い、特産品への理解や親睦を深めました。

■「山海里ふるさとランチ事業」

南越前町の特産品や産業、伝承料理等を年3回給食に取り入れ、それらについて学ぶ取り組みを進めています。

■「こども文化財学習事業」

町内小学校の4年生が合同で町内の文化財施設を訪れ、文化財について知識を深めるとともに、地域の方から直接話を聞き、学ぶことで、ふるさとを愛する心を育む取組を年1回行っています。

基本目標 4 子育てしやすい生活環境の整備

『1. 安全な道路交通環境の整備』の主な取り組み

■「チャイルドシート購入費補助金事業」

チャイルドシート着用の促進を図るため、購入にかかる費用の一部を助成しました。令和6年からは、補助上限額を8千円から1万5千円に拡充しました。

■「防犯灯整備事業補助金事業」

集落のこどもの安心安全な通学に対する防犯力の向上を図るため、防犯灯を設置する集落に対し補助金を交付しました。

『2. 子どもの遊び場の確保』の主な取り組み

■「ウォーターランド南条入館料助成事業」

3歳から15歳までのこどもを対象に、ウォーターランド南条温水プール入館料の一部を助成しました。

■「南条児童館改修事業」

質の高い地域特性を活かした児童館活動の充実を図るため、令和2年度に旧南条幼稚園を改修し、活用しています。

基本目標 5 仕事と家庭の両立の推進

基本施策

1. 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進
2. 次代の親の育成
3. 子育てを楽しむための意識啓発

『1. 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進』の主な取り組み

■「ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの推進」

男女がともに、仕事と家庭・子育て等をバランスよく調和できるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発を行い、妊娠届出及び出生届時に意識啓発リーフレットの配布や、マタニティセミナーを実施しました。

『2. 次代の親の育成』の主な取り組み

■「結婚相談事業」

南越前町女性福祉の会へ補助金を交付し結婚相談所開設を行っており、3 地区毎に月2回の結婚相談会を実施しました。

■「南越前町結婚定住促進事業」

令和5年度は、10組に結婚祝い金を支給しました。令和6年度からは、年齢に関わらず20万円の支給へと制度を拡充しました。

『3. 子育てを楽しむための意識啓発』の主な取り組み

■「南越前町男女共同参画推進事業」

家庭や学校生活における固定的性別役割分担を見直し、男女が互いを尊重する関係を意識づける次世代育成セミナーを実施しました。

基本目標6 子どもの安全の確保

基本施策

1. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

『1. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進』の主な取り組み

■「南越前町防犯隊活動事業」

安全・安心なまちづくりの推進のため、防犯隊による年末警戒、雑踏警備、防犯パトロールを実施しました。

■「青少年育成南越前町民会議補助金事業」

青少年育成南越前町民会議に対し、青少年を犯罪から守る啓発活動や研修会を年1回以上実施するための事業費の一部を補助しました。

基本目標 7 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

基本施策

1. 障害児施策の充実
2. 児童虐待防止対策の充実
3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

『1. 障害児施策の充実』の主な取り組み

■「障害児保育事業」

心身障がいのあるこどもを受け入れている保育所（園）には、障がいのあるこどもに対し保育士を配置しました。また、看護師を配置し、医療的ケア児の受入れを行いました。

■「発達相談カウンセラー配置事業」

発達に気がかりなこどもや障がいのあるこどもを支援するため、保育カウンセラーによる集団生活の観察、指導、保護者の個別相談等を実施しました。また、保育士や保育教諭を対象とした研修会を年 1 回開催しました。

■「障害児福祉手当（県事業）」「特別児童扶養手当（県事業）」

障がいのあるこどもを養育している方に手当を支給しており、令和 5 年度は障害児福祉手当 6 人、特別児童扶養手当 35 人が受給しました。

『2. 児童虐待防止対策の充実』の主な取り組み

■「南越前町要保護児童対策地域協議会事業」

児童虐待を早期に発見し、速やかに適切な対応を行うため、南越前町要保護児童対策地域協議会を設置し、令和 5 年度においては、個別ケース検討会議を 10 回、進行管理会議を 4 回、代表者・実務者会議を 1 回開催しました。

また、令和 6 年 4 月にこども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能双方の一体的な運営を行い、こどもの発達段階や家庭の状況等に応じて切れ目のない支援を行いました。

『3. ひとり親家庭等の自立支援の推進』の主な取り組み

■「母子家庭等医療費助成事業」

母子家庭等の父母と 20 歳未満のこどもが医療機関にかかった場合、窓口で支払われる医療費の一部を助成しており、令和 5 年度は親が 47 人、こども 73 人が受給しました。

■「母子家庭等世帯の児童高校通学費助成事業」

母子家庭等世帯の児童に対し、高校通学費を助成しており、令和 5 年度は 19 人に助成しました。

5 課題のまとめ

(1) 教育・保育サービス等の確保・充実

こどもの減少に伴い、就学前教育・保育事業や地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）利用者数は減少傾向です。一方、教育・保育事業における3号認定（0歳児～2歳児）は利用率が増加傾向である他、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、すみずみ子育てサポート事業（一時預かりの家 おんぶ）の利用者数は増加しています。

今後は、こどもの減少に伴い、ニーズ量の減少が見込まれますが、利用率は高い水準を維持する事業が想定されます。人材の確保を含めた安定的な事業の実施体制の構築を検討し、ニーズに応じた必要なサービスを維持・継続していくことが必要です。また、これらの確保にあたっては、こどもの健やかな成長の視点を重視し、教育・保育事業や地域子育て支援拠点事業等の質の向上に向けた取り組みが求められています。

(2) 安心してこどもを産み・育てることができる地域全体での支援

本町では、「親・祖父母と同居」世帯や「祖父母と近居」世帯が62.0%であり、祖父母等身近に頼ることができる人がいる環境を構築しやすいことが想定されますが、核家族世帯比率は年々増加傾向です。

また、子育てをする上での相談相手（場所）が「いる／ある」と回答した方は、90.7%と比較的高い水準ではあるものの、小学生児童では未就園児童より5.4ポイント低く、また、前回調査から減少しています。

今後は、親族や友人知人に限らず、保育者や学校教諭等の身近な相談機関から支援へと円滑かつ適切につなげることができる仕組み作りや、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、相談しやすい環境づくり、支援メニューの構築等を多角的に実施していく必要があります。子育てを地域全体で支え、こどもも子育て世帯も幸せを感じられるような支援が求められます。

(3) 「誰もが暮らしやすいまち」に繋がる取組の充実

子育てしやすい町だと思う割合は91.4%であり、本町の子育て環境や子育て支援策に対して一定の評価があると考えられます。

安心してこどもを産み育てられる町にするために必要な施策としては、「保育・教育にかかる出費負担の軽減」が最も高い結果であり、次いで「子どもの遊び場や公園の整備」、「病気の子どもを預ける場所の確保」でした。

引き続き、経済的負担の軽減に係る取組を進めるとともに、こどもの居場所づくりや、病児保育や療育の場の整備といった子育ての安心に繋がる取組の検討を進めていくことが必要です。

(4) こどもの幸せと意見反映

こどもは権利の主体として、一人ひとりの健やかな育ちが保障され、自分らしく幸せに生きる社会の実現が必要です。

本町の小中学生は、「幸せな気持ちになることは、どのくらいありますか」について、小学生では89.3%、中学生では97.3%が肯定的に捉えています。一方、否定的な回答は小学生では10.0%、中学生では2.7%であり、一人ひとりがそれぞれにとって幸せな状態となるような環境を確保していくことが重要です。

また、「大人は、こどもの気持ちや考えをよく聞いていると思いますか」については、小学生85.4%、中学生91.0%が肯定的な回答となった一方、小学生13.1%、中学生9.0%が否定的な回答となっています。

こどもの意見や立場を尊重した施策の展開と併せ、こども幸せに繋がる取組の推進が必要です。

(5) 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

家庭や地域を取り巻く状況は変化し続けており、児童虐待やこどもの貧困、障がい等の事情により、特別な支援を必要とする家庭へ支援は適切な配慮が必要です。

世帯人口の状況を見ると、ひとり親世帯数は増えており、ひとり親世帯は経済的な困窮状態に陥りやすいことも指摘されていることから、多面的な支援が必要となります。

また、子育てに困難を抱える家庭の背景には、保護者やこどもの心身の状況、養育環境等、複合的な要因もあり、それぞれの環境等十分に配慮しつつ、必要な支援を切れ目なく保障していくことが重要です。

今後は、社会的な支援の必要性が高いこどもや家庭に対し、それぞれの事情・状況に応じた支援を適切に行い、すべてのこどもの育ちと家庭への支援を一体的に捉えた取組が必要です。

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

こどもは、生まれながらにして権利を持つ主体であり、その固有の権利が保障されなければなりません。権利主体としてのこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を地域社会の中心に据えていくことが重要です。

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる地域社会の実現が求められています。

本町では、「すべてのこどもの幸せと健やかな成長を地域で支えるまち」を基本理念とし、こども自身の思いや願いを大切にし、地域全体でこどもの育ちを支える環境づくりを進めます。

また、子育てをする人がこどもを生み育てやすいと実感できるまちを目指すとともに、こどもに関わる専門職や地域で見守る人等も含めた地域社会全体で、こどもの成長の喜びを感じながらこどもの育ちを支える地域づくりを推進します。

**すべてのこどもの幸せと健やかな成長を
地域で支えるまち**

2 計画の目標

本計画の基本理念を達成するため、以下の目標を掲げます。

基本目標

1 こどもの健やかな成長の支援

誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期をライフステージとして、こどもの健やかな成長を切れ目なく支援します。

すべてのこどもが、自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことや、個人の希望が叶うような取り組みを推進します。

（ライフステージ別の重要事項）

2 こどもの育ちと子育ての一体的支援

すべてのこどもが、心身の状況や置かれている環境に関わらず、権利の主体として尊重され、その権利が守られるよう、こどもの最善の利益を第一に考えた取組を行います。

支援を必要としているこどもや家庭に対して、それぞれの状況やニーズに応じた支援を提供し、すべてのこどもが幸せに成長できるような取り組みを進めます。

また、事件・事故等の危険からこどもの生命を守るため、見守り体制、防犯・災害対策の強化、生活環境の整備等の充実を推進します。

（ライフステージを通した重要事項）

3 出産・子育ての安心につながる環境の確保

出産や子育てについて、経済的な負担や孤立感を抱いたり、過度な不安を抱いたりすることなく、安心できる出産・子育て環境の確保を進めます。

将来に見通しと希望を持てるよう、こども・子育て家庭等を地域全体で支える取組を推進します。

（子育て当事者への支援に関する重要事項）

基本理念 すべてのこどもの幸せと健やかな成長を 地域で支えるまち

基本目標 1

こどもの健やかな成長の支援
(ライフステージ別の重要事項)

【基本施策】

妊娠前から
幼児期まで

- (1) 母子保健事業の充実
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育の充実

学童期・
思春期

- (4) 学校教育の充実
- (5) ふるさと教育の推進
- (6) 健全育成の推進

青年期

- (7) 出会いや結婚の支援

基本目標 2

こどもの育ちと子育ての
一体的支援
(ライフステージを通した重要事項)

【基本施策】

- (1) こどもの権利の保障
- (2) 心と体の健康の確保
- (3) 多様な居場所・体験の確保
- (4) こどもの貧困対策の推進
- (5) 障がいのあるこどもへの支援の充実
- (6) 児童虐待の防止
- (7) こどもの安全確保

基本目標 3

出産・子育ての安心に
つながる環境の確保
(子育て当事者への支援に関する重要事項)

【基本施策】

- (1) 妊娠から出産、子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) 仕事と生活の調和
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 女性支援の推進
- (6) 子育てにやさしい住まい・住環境の整備
- (7) 子育て情報の充実

子ども・子育て支援事業計画

第4章 施策の内容

基本目標 1 こどもの健やかな成長の支援

すべてのこどもが希望に応じてその意欲と能力を生かし、個人の希望が叶うよう、こどもの健やかな成長を支援します。

妊娠前から幼児期まで

(1) 母子保健事業の充実

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター運営事業	・こども家庭センターにおいて、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じてサポートプランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整等を行い、母子保健と児童福祉との一体的な支援を提供することにより、包括的かつ妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	保健福祉課
母子健康手帳の交付	・妊娠届出のあったすべての方に、保健師が個別面談を実施することで、妊娠・出産・育児等の正しい知識の普及や、妊婦を取り巻く環境(家族、就労等)を適切に把握し、妊婦の抱える不安に寄り添う相談体制の充実を図ります。また、支援が必要とされる妊婦に対しては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るため、妊婦の意向を踏まえたサポートプランを作成します。	保健福祉課
産婦健康診査事業	・心身ともに不安定になりやすい産後の時期に、必要な健康診査として、心身の健康状態の把握、検査計測、保健指導を引き続き実施します。また、産婦の経済的負担の軽減を図るため、健康診査費用を支援します。	保健福祉課
産後ケア事業	・産後に心身の不調や育児不安があり、支援が必要な産婦に対して、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、専門職による適切なケアを実施します。	保健福祉課
マタニティセミナー事業	・妊婦とその配偶者及び家族を対象に、安全な妊娠、出産に向けた知識の普及や育児についての学習を行い、家族全体が安心して妊娠・出産・育児を迎えられる準備ができるよう支援します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
乳児健診(個別)	・心身ともに健やかに育つことができるように、疾病又は異常の早期発見と予防のため、医療機関において1か月・4か月・9～10か月児健康診査を実施します。 ・健康診査では、発育栄養状態・精神運動機能の発達等、個々の乳児の特徴に応じた保健指導を実施します。	保健福祉課
赤ちゃん健診(集団)	・地域のなかで、安心して子育てができるように、6～7か月児健康診査を集団にて実施します。 ・健康診査では、疾病又は異常の早期発見と予防の他、他の保護者との交流や健全な発育・発達を促すための育児教室及び離乳食教室も併せて実施します。 ・医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・保育士・ボランティア等の地域の子育て関係者による相談や子育てのための正しい知識の普及啓発に努めます。	保健福祉課
1歳6か月児健診、 3歳児健診、5歳児健診 (集団)	・1歳6か月児健診、3歳児健診については、身体計測、問診、内科健診、歯科健診、発達相談、歯磨き指導、栄養指導等を実施し、幼児の健やかな発達と楽しい育児を支援します。また、5歳児健診の実施について検討します。	保健福祉課
歯ピカ教室 (2歳児育児相談)	・歯磨き指導をはじめフッ化物塗布、歯科相談等を実施し、親子で歯の健康に対する知識を深めるように促します。	保健福祉課
虫歯予防教室	・こどもの健全な口腔環境の保持増進を目的に、認定こども園、保育所(園)にて、フッ化物洗口を行う他、歯科衛生士による保護者同伴の虫歯予防教室を実施し、虫歯の無かった子に対しては虫歯のない子表彰にて表彰します。	保健福祉課
各種予防接種	・感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、各種予防接種を実施します。	保健福祉課
子育て相談室	・気がかりな子や障がいのあるこどもの育児に不安を抱える保護者等に対して、以下の機会を活用して支援します。 ・言語及び発達の専門スタッフに相談ができる場を設けます。(個別相談) ・保護者がいつでも気軽に相談できる体制の充実を図るため、各保育施設に専門スタッフが訪問し、保護者の迎えの時間に併せた個別相談を実施します。(すくすくルーム) ・児への適切な関わり方を知り、育児の不安を軽減できる	保健福祉課

	場の充実を図るため、小集団での親子遊びをとおして寄り添い支援を行う専門スタッフに相談ができる場を設けます。(ぺんぎん広場) ・こどもの特性について理解を深め、特性に合った対応について学び、同じ悩みを共有し合える場として、保護者同士の交流会を実施します。(すくすくカフェ) ・専門スタッフが保育所等に訪問し、専門スタッフが保育士等に伴走しながら、気がかりな子や障がいのあるこどもの支援を考えたり、実践方法を伝えたりする等の支援を実施します。(出張伴走型)	
--	---	--

(2) 親子の成長と交流の場の支援

事業名	事業内容	担当課
子育てマイスター 地域活動推進事業	・子育て支援センター事業の一環として、子育てマイスターによる子育て教室を実施します。	保健福祉課
子育てパパ支援事業	・男性の子育てや家事への参加を促進することにより、家庭内での子育ての支援者を増やし、母親の子育ての負担の軽減を引き続き図ります。 ・子育て支援センターにおいて、父親向けの育児講座を実施します。	保健福祉課
育児講座・保育講演会 開催事業	・子育てについて学び・楽しむ講座や講演会を実施します。	保健福祉課
地域組織活動事業 (母親クラブ)助成事業	・地域におけるこどもを持つ母親等の組織活動を推進し、こどもの健全育成を図ります。	保健福祉課
地域子育て支援拠点等 環境整備事業	・親子が気軽に集う環境確保のため、適切な修繕や遊具等の環境整備を行います。	保健福祉課

(3) 教育・保育の充実

事業名	事業内容	担当課
教育・保育の充実	・地域との関わりを深めるため、保育活動事業の一環として、町内の社会福祉施設への訪問や敬老会への出演等による世代間交流や、梅もぎやじゃこ作り等の地域での体験活動を実施します。 ・持続可能で質の高い保育の確保・充実のための取組を進めます。	保健福祉課
保育者資質向上 研修・研究事業	・保育の質の向上のため、町内の児童福祉施設に携わる保育士等が積極的に調査・研究を重ね、こどもを安全かつ健やかに保育することができる体制を構築します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
保育所・こども園 環境整備事業	・安心安全な保育の場を確保し、保育環境の向上を図るため、施設・設備の修繕を適切に行うとともに、老朽化した備品・設備の更新等を行います。	保健福祉課

学童期・思春期

(4) 学校教育の充実

事業名	事業内容	担当課
職場体験学習事業 (キャリアチャレンジ 14)	・中学2年生を対象に、町内事業所での職場体験を実施し、社会体験及び自立の促進を図ります。	教育委員会
外国語教育の充実	・生の外国語に触れる機会を提供するため、小学校にALT(外国語指導助手)を配置するとともに、ALTを有効に活用するための教員研修を実施します。	教育委員会
適応指導教室	・不登校児童生徒の早期学校復帰を図るため、学校と適応指導教室が連携し、児童生徒をめぐる問題に応じた指導を行います。	教育委員会
きめ細やかな支援 体制の整備	・スクールカウンセラー派遣や教育相談員、支援員、非常勤講師等の配置ときめ細かい指導により、児童生徒の健全育成に取り組みます。	教育委員会
いじめや不登校の未然防止	・町及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、情報共有を図るなど初期対応を徹底し、学校全体で、児童生徒のいじめや不登校の未然防止に取り組みます。	教育委員会
家庭教育講座開設事業	・親が持つ子育ての課題や悩みを解消し、親と子どもがともに成長することを目的に、学校において保護者と子どもを対象に家庭教育講座を実施します。	教育委員会

(5) ふるさと教育の推進

事業名	事業内容	担当課
教育活動サポート 人材バンク	・地域の方の知識や技能を活用し、こどもたちへ地域資源の継承等を図ります。	教育委員会
学校ふるさと交流事業	・小中学生の交流事業として、特産品等のふるさとの資源を活用した合同学習会や、地域学習をもとにした地域課題への取り組みについての合同発表会等を実施します。	教育委員会
山海里ふるさとランチ事業	・南越前町産の特産品や産業、伝承料理等を給食に取り入れ、それらについて学ぶことによりふるさとを愛する心の醸成を図ります。	教育委員会

事業名	事業内容	担当課
台湾台南市白河区 友好交流事業	・グローバルな人材を育成するため、友好交流都市である台湾台南市白河区の中学生との交流を実施し、国際感覚やコミュニケーション能力を養います。	教育委員会
学校生活 ボランティア推進事業	・小学校の児童を対象に、保護者や地域住民からなる学校生活ボランティアを導入し、地域の力を生かした教育体制の充実を図ります。	教育委員会
地産地消推進事業	・地域の農家を中心に栽培された野菜等を積極的に学校給食等の食材として活用します。	教育委員会

(6) 健全育成の推進

事業名	事業内容	担当課
児童館活動事業	・南条、今庄、湯尾、河野の各小学校区にある4か所の児童館にて、地域に密着した児童館活動を推進するため、老人福祉施設訪問等世代間交流事業や郷土文化伝承活動等を実施します。 ・すべての児童が自主的な活動(学習・遊び等)を通して、相互の関係を広げ、豊かな情操を育む活動場所を確保するため、児童館にて放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を実施します。	保健福祉課
児童館環境整備事業	・安全安心なこどもの居場所を確保し、その環境の向上を図るため、施設・設備の修繕を適切に行うとともに、老朽化した備品・設備の更新を行います。	保健福祉課

青年期

(7) 出会いや結婚の支援

事業名	事業内容	担当課
若者出会い交流事業	・自然な形で男女の出会い・交流ができる場の提供等に係る情報を発信し、結婚を望む人を支援します。	保健福祉課
結婚相談事業	・結婚相談事業の実施に関し、南越前町女性福祉の会に事業費の一部を助成します。 ・婚姻数は減少傾向にあるため、新たな取り組みの創設を検討します。	保健福祉課
南越前町結婚定住 促進等事業	・町内在住者の結婚を奨励し、その定住を促進するため、結婚祝金を支給します。 ・結婚に伴う経済的負担を軽減するため、若い世代の新婚世帯を対象に支援金を支給します。	保健福祉課

基本目標2 こどもの育ちと子育ての一体的支援

すべてのこどもが、心身の状況や置かれている環境に関わらず、権利の主体として尊重され、その権利が守られるよう、こどもの最善の利益を第一に考えた取組を推進します。

(1) こどもの権利の保障

事業名	事業内容	担当課
子どもの権利保障の推進	・子どもの権利に関する情報を発信するとともに、こどもの権利を保障するための取組を進めます。	保健福祉課
社会参画や意見表明の 機会の充実	・こども施策の策定等におけるこどもの意見等、こどもの意見反映の推進を図ります。	保健福祉課

(2) 心と体の健康の確保

事業名	事業内容	担当課
母子保健 DX 化 の推進	・子育て世代等が気軽に産婦人科医・助産師・小児科医に相談できるよう、オンラインでの健康医療相談サービスを実施します。(小児科オンライン・産婦人科オンライン) ・育児に係る負担や不安を軽減するために、母子保健分野に係る利便性の向上や、適切な時期に必要な育児情報が得られる体制を構築するため、電子母子手帳等の導入に努めます。	保健福祉課
子ども・妊婦インフルエンザ 予防接種の無償化	・生後6か月から13歳未満までは2回、13歳から18歳までと妊娠中の方は1回のインフルエンザの予防接種を、医療機関にて無料で実施します。	保健福祉課
食生活改善推進事業	・南越前町食生活改善推進員が、子育て支援センターや児童館に出向く等、食育の推進と普及啓発を図るための事業を実施します。	保健福祉課
SOS の出し方に関する 教育の推進	・SOS の出し方についてこどもに周知するとともに、保護者や教員、地域の人などがこどもの SOS に気づき、ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人)としての役割を果たせるよう、必要な知識やノウハウの普及に努めます。	保健福祉課

(3) 多様な居場所・体験の確保

事業名	事業内容	担当課
子どもの遊び場等整備	・ニーズを踏まえるとともに、こどもの成長に必要な機能を有する遊び場等の整備を検討・実施します。	保健福祉課
こどもの居場所づくりの推進	・地域の多様なニーズに応じた多様な形態の居場所づくりについて検討します。	保健福祉課
ウォーターランド南条入館料助成事業	・3歳から15歳までのこどもを対象に、ウォーターランド南条温水プール入館料の一部を助成します。	教育委員会
南越前町スポーツ少年団補助金事業	・南越前町スポーツ少年団の事業費の一部を助成します。	教育委員会
南越前町子ども会育成連絡協議会補助金事業	・南越前町子ども会育成連絡協議会の事業費の一部を助成します。連絡協議会の行事については役員と協議しながら実施することとし、今後は地区の子ども会単位での活動を重点的に支援していきます。	教育委員会
緑の少年団活動支援事業	・緑と親しみ、緑を愛し、緑を育てる活動を通じて、互いに力を合わせて、社会に役立つ自主的な力を養います。町内4つの緑の少年団に助成を行います。	農林水産課
社会教育生涯学習推進事業	・社会教育の推進を図るため、まちづくり大会や文化祭、生涯学習講座等を開催します。	教育委員会

(4) こどもの貧困対策の推進

事業名	事業内容	担当課
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	・現在のこどもの貧困の解消及び将来のこどもの貧困を防ぐとともに、支援が切れ目なく行われるよう、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進を図ります。	保健福祉課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費事業補助金	・経済的理由により、就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助します。	教育委員会

(5) 障がいのあるこどもへの支援の充実

事業名	事業内容	担当課
早期療育支援金支給事業	・発育期の適時に、適切な治療・訓練を受けるため通所、または、通院している心身障がい児を養育する保護者に対して、早期療育支援金を支給します。	保健福祉課
障がい児保育事業	・重度から中・軽度の心身障がいのあるこどもを受け入れている保育所(園)は、障がいのあるこども2人に対し1人の保育士を配置します。 ・配慮を必要とするこども等を保育所等で受け入れるための、支援体制整備を進めます。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
保育カウンセラー 配置事業	・発達に気がかりなこどもや障がいのあるこどもの保護者の不安に対して、保育カウンセラーによる相談の実施や、保護者の迎えの時間に併せて実施する子育て相談室(すくすくルーム)と連携して支援します。 ・発達に気がかりなこどもや障がいのあるこどもの支援方法の検討や実践について、保育カウンセラーが保育所等に訪問し、保育士等に伴走しながら支援します。	保健福祉課
心身障害児(者)団体 親子の集い交付金事業 (南越前町ひまわり会)	・南越前町ひまわり会の事業運営費の一部を助成します。	保健福祉課
障害児福祉手当(県事業)	・20歳未満で、重度の心身障がいのため常時介護を必要とする在宅の障がいのあるこどもの養育者に手当を支給します。	保健福祉課
特別児童扶養手当 (県事業)	・20歳未満で、障がいのあるこどもの養育者に手当を支給します。	町民税務課
重度障害者(児)医療費 助成事業	・重度障がい者(児)に医療費の一部を助成することにより、重度障がい者(児)の健康を保持し、福祉の増進を図ります。	町民税務課
児童発達支援	・日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練、その他の必要な支援またはこれに併せて治療を行います。また、町内での受け皿確保について検討します。	保健福祉課
放課後等デイサービス	・学校通学中の児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練、社会との交流、その他必要な支援を行います。また、町内での受け皿確保について検討します。	保健福祉課
保育所等訪問支援	・保育所等を現在利用中、または今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。	保健福祉課
障がい児相談支援	・障がい児通所支援の利用にあたって、障がい児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。	保健福祉課
居宅訪問型児童発達支援	・重度の障がいにより外出が著しく困難なため、児童発達支援等を利用できない児童の自宅を訪問して、発達支援を行います。	保健福祉課
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置	・医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
心身障害児童 クラブ育成事業 (県事業)	・昼間保護者のいない家庭の特別支援学校等に在籍する障がい児が通所する児童クラブ、及び、心身障がい児童クラブを支援します。	保健福祉課
特別支援教育就学 奨励費支給事業	・特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学に係る経費の一部を助成します。	教育委員会

(6) 児童虐待の防止

事業名	事業内容	担当課
南越前町要保護児童対策 地域協議会事業	・要保護児童、要支援児童や特定妊婦の適切な保護・支援を行うため、要保護児童対策地域協議会において、各ケース支援の進行状況確認等を管理・評価します。 ・保育所(園)、児童館、小中学校や家庭におけるこどもの情報を、町教育委員会・県児童相談所・県健康福祉センター・警察等の専門機関に適時に提供のうえ、児童虐待を早期に発見し、速やかに適切な対応ができるよう機能強化します。	保健福祉課

(7) こどもの安全確保

事業名	事業内容	担当課
チャイルドシート購入費 補助金事業	・チャイルドシート着用の促進を図るため、購入にかかる費用の一部を助成します。	総務課
防犯灯整備事業 補助金事業	・集落のこどもの安心安全な通学に対する防犯力の向上を図るため、防犯灯の設置が必要な集落に対し補助金を交付します。	総務課
南越前町防犯隊活動事業	・安全・安心なまちづくりの推進のため、防犯隊による年末警戒、雑踏警備、防犯パトロールの実施を継続します。	総務課
南越前町青少年補導 委員会補助金事業	・南越前町青少年補導委員会の事業費を一部助成し、積極的な活動を促進します。 ・各種イベントにて啓発活動やこどもの登下校の見守りを行い、年間20回以上の補導・啓発活動を実施します。	教育委員会
青少年育成南越前町民 会議補助金事業	・青少年育成南越前町民会議の事業費の一部を助成します。 ・青少年を犯罪から守る啓発活動や研修会を年1回以上実施します。	教育委員会

基本目標 3

出産・子育ての安心につながる環境の確保

こどもを取り巻く環境の整備を充実するとともに、地域社会全体がこどもと子育て家庭を支援することにより、出産・子育ての安心につながる環境づくりを推進します。

(1) 妊娠から出産、子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

事業名	事業内容	担当課
妊娠にかかる治療費 助成事業	・不妊症や不育症の方の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部を助成します。	保健福祉課
妊婦のための支援給付事業	・妊婦支援のため、相談支援事業等の支援と組み合わせ、支援金を給付します。	保健福祉課
子ども医療費助成事業	・高校生年代までの医療費の窓口無料化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期発見と治療を促進します。	町民税務課
児童手当支給事業	・高校生年代までの児童を養育している父母等に児童手当を支給します。	町民税務課
子育て支援金支給事業	・家庭における生活の安定及び次代の社会を担うこどもの健全育成等のため、子育て支援金を支給します。	保健福祉課
在宅育児応援手当 支給事業	・こどもが2人以上で子育ての負担が特に大きい0～2歳児を家庭で子育てする世帯に対し、在宅育児応援手当を支給します。	保健福祉課
幼児教育・保育の 保育料軽減	・0歳～2歳児の第1子で、町民税非課税世帯等については、保育料を無償化します。 ・0歳～2歳児の第2子以降は、保育料を無償化します。 ・3歳～5歳児の保育料を無償化します。	保健福祉課
幼児教育・保育の 副食費軽減	・年収360万円未満相当の世帯の3～5歳児副食費を無償化します。 ・第3子以降の3～5歳児副食費を無償化とします。	保健福祉課
病児・病後児保育 利用料還付	・病児・病後児保育利用料について、全額還付します。	保健福祉課
放課後児童クラブ 利用料軽減	・放課後児童クラブの利用料について、引き続き軽減します。	保健福祉課
学校給食費無償化事業	・小学校又は中学校に在籍する学齢児童又は学齢生徒の保護者が負担する学校給食費を無償化します。	教育委員会
高等学校等就学支援金 支給事業	・高等学校等への交通費の一部を助成します。	教育委員会

(2) 地域における子育て支援の充実

事業名	事業内容	担当課
すみずみ子育てサポート事業	・多様な保育ニーズや家庭支援に対応するため、身近な場所での一時預かりや生活支援を実施します。	保健福祉課
保育・教育人材確保事業	・こどもに関わる職業の魅力を広く地域や社会に発信するとともに、魅力ある職場づくりを推進すること等により、保育・教育人材の確保に取り組みます。	保健福祉課
南越前町民生委員 児童委員協議会事業	・地域全体でこどもたちの健全な成長を見守り、子育て家庭を支えていくため、赤ちゃん訪問や登下校の見守りなど、活動の核となる民生委員児童委員協議会との連携を強化します。	保健福祉課

(3) 仕事と生活の調和

事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの推進	・男女がともに、仕事と、家庭や子育て等の仕事以外の活動をバランスよく調和させて暮らすことができるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発に努めます。	保健福祉課
南越前町男女共同参画推進事業	・家庭や学校生活における固定的性別役割分担を見直し、男女が互いを尊重する関係を意識づける次世代育成セミナーを中学校で実施します。	総務課
保護者・保育者等負担軽減事業	・保育所(園)において、おむつのサブスクリプションサービスを活用する等、子育てに関わる方の負担軽減に繋がる取組を推進します。	保健福祉課

(4) ひとり親家庭への支援

事業名	事業内容	担当課
南越前町母子家庭等医療費助成事業	・ひとり親家庭の父母と 20 歳未満のこどもが医療機関にかかった場合、窓口で支払われる医療費の一部を助成します。	町民税務課
児童扶養手当 (県事業)	・高校生年代までのこども(障がいのあるこどもについては 20 歳未満)を育てているひとり親家庭等の父母または養育者及び障がいのある父母に手当を支給します。	町民税務課
南越前町母子寡婦福祉会補助金事業	・町母子寡婦福祉会の活動費の一部を助成します。	保健福祉課
母子父子寡婦福祉資金貸付金(県事業)	・配偶者がなく 20 歳未満の児童を扶養している女子、または男子、母子父子福祉団体、父母のない児童、配偶者がなくかつて母子家庭の母であった女子及び 40 歳以上で配偶者のない女子に対し、生活の安定と向上及び	保健福祉課

	福祉を推進するため、事業開始資金や修学資金等の貸付けを行います。	
南越前町母子家庭等 日常生活支援事業	・ひとり親家庭の父母等が、一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加等により、生活援助や保育等のサービスが必要な場合、育児や食事の世話等を行う家庭生活支援員を派遣します。	保健福祉課
南越前町ひとり親家庭等 世帯の児童高校通学費 助成事業	・本町に住むひとり親家庭等の生活の安定に寄与することを目的に、ひとり親家庭等の児童に対し高等学校等の通学等にかかる費用の一部を助成します。	保健福祉課
学習支援(県事業)	・経済的な余裕がない等の理由で、塾や家庭教師を利用することが困難な世帯の小中学生に、生活習慣の改善、基礎学力の向上、高校受験対策に向けたサポートを行います。	保健福祉課
ひとり親家庭等習い事 支援事業	・ひとり親家庭等のこどもの習い事等に係る費用の一部を助成します。	保健福祉課

(5) 女性支援の推進

事業名	事業内容	担当課
困難な問題を抱える女性への支援の充実	・困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った相談に対応するとともに、様々な機関と連携・協力した包括的な支援を実施します。	保健福祉課

(6) 子育てにやさしい住まい・住環境の整備

事業名	事業内容	担当課
子育て世帯等への住宅取得補助事業	・子育て世帯等に対し、良好な住環境の形成を図るため、住宅の購入やリフォームに対して支援します。	建設整備課

(7) 子育て情報の充実

事業名	事業内容	担当課
子育て支援情報発信事業	・子育てに関する情報について、適切に分かりやすく、容易に把握できるような取り組みを進めます。 ・子育て支援事業の認知度向上及び利用促進のほか、子育てへの明るいイメージに繋がるような情報発信を推進します。	保健福祉課
こども・子育て政策 DX 事業	・こどもや子育て世帯等の利便性向上と子育て支援に関わる者の負担軽減を図るため、こども・子育て政策に係るデジタル技術を活用した取組を実施します。	保健福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

すべてのこどもが心身ともに健やかに成長し、家庭が安心して子育てができる環境を目指し、保護者の就労状況や家庭状況等に応じたサービスの提供体制を確保します。

1 事業の提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本町では、町民の生活圏域と地理的な条件を踏まえて、教育・保育提供区域を1区域（全町）で設定します。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

■教育・保育事業【保健福祉課】

保護者の就労状況、家庭状況、こどもの年齢、保護者の希望等に基づき、認定こども園や保育所（園）において教育・保育を受けられるよう、提供体制を確保します。

1号認定、2号認定、3号認定それぞれの量の見込み（どのくらいの需要があるか）及び確保方策（いつ・どのくらい供給するか）は以下のとおりです。

単位：実利用人数／年間

単位：実利用人数／年間

		令和7年度				令和8年度						
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
				0歳児	1・2歳児				0歳児	1・2歳児		
① 量の見込み		3	170	27	79	279	3	160	26	80	269	
②確保 方策	特定保育・教育施設	33	213	25	114	385	33	213	25	114	385	
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①		30	43	▲2	35	106	30	53	▲1	34	116	
		令和9年度				令和10年度						
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計	
				0歳児	1・2歳児				0歳児	1・2歳児		
① 量の見込み		2	141	25	83	251	2	125	22	80	229	
②確保 方策	特定保育・教育施設	30	150	25	80	285	30	150	25	80	285	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①		28	9	0	▲3	34	28	25	3	0	56	
		令和11年度				※実態に即した利用定員の見直しを適宜実施します。						
		1号	2号	3号								計
				0歳児	1・2歳児							
① 量の見込み		2	125	21	74	222	※利用希望が定員を超える場合は、必要数の保育士・保育教諭を確保し受入れを行います。					
②確保 方策	特定保育・教育施設	30	150	25	80	285						
	地域型保育事業	0	0	0	0	0						
②-①		28	25	4	6	63						

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■延長保育事業【保健福祉課】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間に、認定こども園、保育所（園）において保育を実施する事業です。

本町では、保護者の就労や通勤の都合等の事由により、保育の延長を必要とする場合に実施できるよう、保育士等を配置します。

単位：実利用人数／年間

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み			123 人	119 人	111 人	102 人	99 人
②確保の 内容	休日保育	利用見込み実人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
	夜間保育	利用見込み実人数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
	②－①			0 人	0 人	0 人	0 人

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【保健福祉課】

就労等の理由により、保護者が下校時に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

本町では、地域や学校の協力を得ながら放課後児童支援員のもと、生活の場における学習・体験活動を4か所の児童館で実施します。

単位：登録者数／年間

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	小学校1年生	53 人	43 人	48 人	48 人	35 人
	小学校2年生	51 人	54 人	43 人	49 人	49 人
	小学校3年生	51 人	40 人	43 人	34 人	39 人
	小学校低学年	155 人	137 人	134 人	131 人	123 人
	小学校4年生	40 人	44 人	34 人	36 人	29 人
	小学校5年生	28 人	25 人	27 人	21 人	22 人
	小学校6年生	23 人	23 人	20 人	22 人	17 人
	小学校高学年	91 人	92 人	81 人	79 人	68 人
	小学校計	246 人	229 人	215 人	210 人	191 人
②確保方策		360 人	360 人	300 人	300 人	300 人
②-①		144 人	131 人	85 人	90 人	109 人

■放課後子ども教室【教育委員会】

すべての小学生を対象に、地域の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動等の機会を提供します。

本町では、小学校区ごとにある4か所の児童館において実施します。

単位：施設数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
②確保方策	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
②-①	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）【保健福祉課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、南条こども園及び今庄なないろこども園にそれぞれ子育て支援センターを設置し、子育てに関する相談や育児支援、子育て情報の提供、家庭内保育者への様々な事業を実施します。また、河野児童館に設置している連携型子育て支援センターについては、利用状況を踏まえ、適切に事業を実施します。

単位：延べ利用回数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,907 人回	3,188 人回	2,930 人回	3,035 人回	2,604 人回
②確保方策	2,907 人回	3,188 人回	2,930 人回	3,035 人回	2,604 人回
②-①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

■一時預かり事業【保健福祉課】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、保育所（園）、その他の場所で、一時的に預かる事業です。

本町では、認定こども園等の在籍児に対し、教育保育時間の前後等に預かりを必要とするこどもに預かり保育を実施します。また、在園児以外のこどもについては、保育所（園）等において非定期型保育サービス、緊急保育サービス、私的理由による保育サービス（リフレッシュ保育サービス）の3つの理由により、一時保育を実施します。

◎幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）

単位：延べ利用日数／年間

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号	138 人日	138 人日	92 人日	92 人日	92 人日
	2号	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策		138 人日	138 人日	92 人日	92 人日	92 人日
②-①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◎就学児を除く、一時預かり（すみずみ子育てサポート事業等）

単位：延べ利用日数／年間

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み			1,334 人日	1,245 人日	1,190 人日	1,110 人日	1,066 人日
② 確 保 方 策	一時預かり事業(幼稚園型を除く)		125 人日	123 人日	119 人日	109 人日	104 人日
		施設数	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
	ファミリー・サポート・センター事業		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
	すみずみ子育てサポート事業		1,209 人日	1,122 人日	1,071 人日	1,001 人日	962 人日
		施設数	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
②－①			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◎就学児のみ、一時預かり（すみずみ子育てサポート事業等）

単位：延べ利用日数／年間

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み			10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②確保 方策	ファミリー・サポート・センター事業		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
	すみずみ子育てサポート事業		10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
		施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
②-①			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■病児・病後児保育事業【保健福祉課】

病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

本町では、保護者のニーズに合わせて近隣市町と委託契約を交わし、それぞれの病児・病後児保育実施施設にて事業を委託するとともに、町外施設であることから、より利用しやすくなるよう経済的負担の軽減に取り組みます。なお、町内での事業の実施についても検討します。

単位：延べ利用日数／年間

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み			24 人日	23 人日	21 人日	20 人日	19 人日
②確保方策			24 人日	23 人日	21 人日	20 人日	19 人日
	施設数	町内	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
		町外	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設
②-①			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■利用者支援事業（基本型）【保健福祉課】

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、南条子育て支援センター、今庄子育て支援センター、河野子育て支援センターと湯尾児童館の計4か所で事業を実施します。

単位：施設数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
②確保方策	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設	4 施設
②-①	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設

■利用者支援事業（こども家庭センター型）【保健福祉課】

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に対応する事業です。保健師等が専門的見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。

単位：施設数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
②確保方策	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
②-①	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設

■乳児家庭全戸訪問事業【保健福祉課】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本町では、保健師が家庭訪問を実施し、子育てについて不安や悩みの相談を行います。

単位：実訪問数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	41 人	40 人	38 人	34 人	33 人
②確保方策	41 人	40 人	38 人	34 人	33 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■養育支援訪問事業【保健福祉課】

乳幼児家庭全戸訪問事業の実施結果等により把握された、養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、保健師が訪問を実施し、家庭の適切な養育に向けた相談指導を実施します。

単位：実訪問回数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8人	8人	8人	8人	8人
②確保方策	8人	8人	8人	8人	8人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

■妊婦健診事業【保健福祉課】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、妊婦の健康管理を充実するため、妊娠、出産にかかる費用の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できるよう支援します。

単位：実利用人数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43人	41人	37人	36人	35人
②確保方策	43人	41人	37人	36人	35人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

■子育て短期支援事業【保健福祉課】

保護者が病気や育児疲れ等により、こどもの養育が一時的に困難になった際に、児童養護施設等でこどもを預かる事業です。

本町では、ニーズに応じた事業の実施体制を確保し、子育ての負担軽減を図ります。

単位：延べ利用日数／年間

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み			38 人日	38 人日	38 人日	38 人日	38 人日
②確保 方策	ショートステイ		36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
		施設数	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
		里親数	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
		その他(県外)	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
	トワイライトステイ		2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
		施設数	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
		里親数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
		その他(県外)	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設
②-①			0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■子育て世帯訪問支援事業【保健福祉課】

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭が抱える不安の解消を図る事業です。

本町では、支援が必要な家庭に訪問支援員を派遣し、援助を行う体制を確保できるよう、実施に向けて検討します。

単位：実利用人数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日
②確保方策	0 人日	5 人日	10 人日	14 人日	14 人日
施設数	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
②-①	▲14 人日	▲9 人日	▲4 人日	0 人日	0 人日

■児童育成支援拠点事業【保健福祉課】

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもとその家庭の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です

本町では、個別ニーズに応じた包括的な支援を提供できるよう、実施について検討します。

単位: 実利用人数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日	17 人日
②確保方策	0 人日	5 人日	10 人日	17 人日	17 人日
施設数	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
②-①	▲17 人日	▲12 人日	▲7 人日	0 人日	0 人日

■親子関係形成支援事業【保健福祉課】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士の情報交換の場を設ける等の支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本町では、親子間における適切な関係性の構築を図る支援体制を確保できるよう、実施に向けて検討します。

単位: 実利用人数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日
②確保方策	0 人日	5 人日	10 人日	14 人日	14 人日
施設数	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
②-①	▲14 人日	▲9 人日	▲4 人日	0 人日	0 人日

■妊婦等包括相談支援事業【保健福祉課】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

本町では、妊娠届出時の面談、妊娠8か月頃のアンケート（希望者には面談）、出産後の面談を行い、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援を実施します。

単位：延べ実施回数／年間

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	妊娠届出数	43 人	41 人	37 人	36 人	35 人
	面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談実施回数合計	129 回	123 回	111 回	108 回	105 回
②確保方策		129 回	123 回	111 回	108 回	105 回
②-①		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

■産後ケア事業【保健福祉課】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう助産師等の専門職がサポートをする事業です。

本町では、産後も安心して子育てができる支援体制の確保し、専門職による適切なケアを実施します。

単位：延べ利用人数／年間

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	110 人	108 人	101 人	101 人	101 人
②確保方策	110 人	108 人	101 人	101 人	101 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【保健福祉課】

保護者の就労要件などを問わず、保育所等に通っていない生後6か月以上満3歳未満の児童を保育所（園）等の施設を利用ができる制度です。

本町では、こどもの育ちを支援できるよう、利用可能時間についてもニーズ等を踏まえて検討し、令和8年度から実施します。

単位：延べ利用者数／年間

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	0歳児	—	504 人日	504 人日	468 人日	468 人日
	1歳児	—	108 人日	108 人日	108 人日	108 人日
	2歳児	—	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日
②確保方策		—	648 人日	648 人日	612 人日	612 人日
②-①		—	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

4 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供と体制の確保

■認定こども園の設置状況

認定こども園は「南条こども園」と「今庄なないろこども園」の2園となっています。ともに事業を継続し、教育・保育の提供と体制の確保に努めます。

■認定こども園及び保育所（園）と小学校の連携の推進

認定こども園、保育所（園）、小学校等、各環境下での効果的な指導内容の他、福井県が策定した「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム」（平成27年3月策定、平成31年3月改訂）に基づき策定した「接続推進計画」に則り、各施設の連携を強化し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

■幼児教育・保育無償化に伴い対象施設等を利用した際に要する費用を一部支給

幼児教育・保育無償化に伴い「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり事業」において、支給要件を満たすこどもが利用した際に要する利用料を一部助成することにより、子育てのための施設等利用給付における、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

第6章 推進体制

1 住民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発に努め、既存の活動等と連携を図りつつ、計画を推進します。

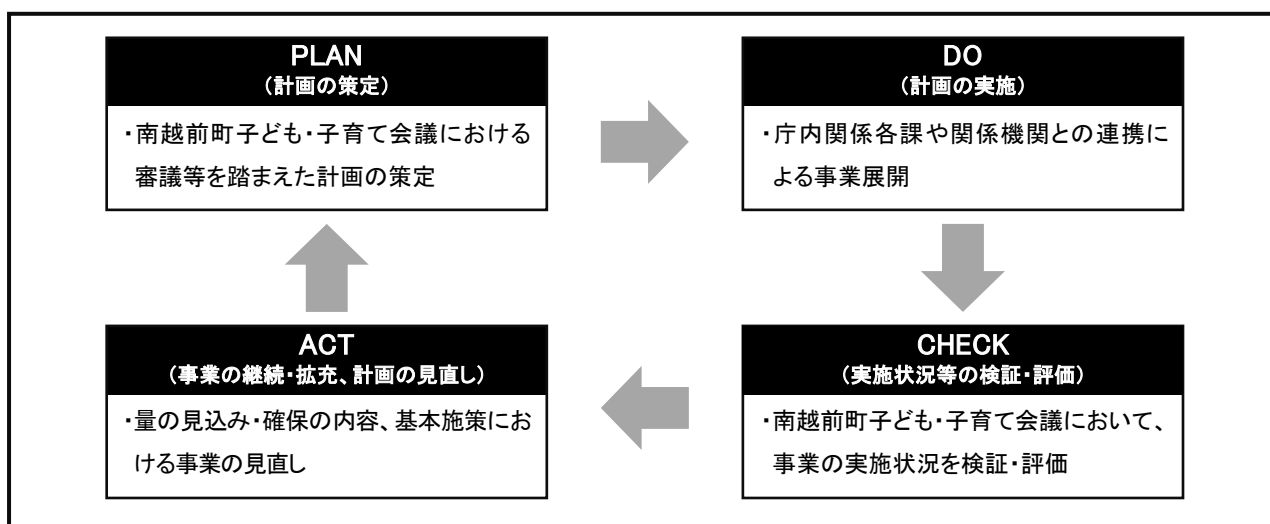
2 庁内の推進体制

こども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる横断的な体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み、各施策や事業等について、PDCAサイクル【PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（検証・評価）、ACT（見直し・改善）】のプロセスを踏まえ、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

なお、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きが見受けられる場合には、必要に応じて計画の充実・見直しについて検討を行います。



参考資料

1 南越前町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て支援関係者等から広く意見を聴取するため、南越前町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 南越前町こども計画に関すること。
- (2) 南越前町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- 3 前項の団体及び機関の委員が子ども・子育て会議に出席できないときは、代理者を出席させ、その職務を代理させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員(第3条第3項の規定による代理者が出席したときは、当該代理者)が子ども・子育て会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

2 前項の規定にかかわらず、公務で子ども・子育て会議に出席した公務員又はそれに準ずる者に対しては、報償金を支払わない。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

3 部会において調査審議を行った事項については、子ども・子育て会議に報告しなければならない。

4 第6条及び次条の規定は、部会の会議及び運営について準用する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議において定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年1月16日から施行する。

(南越前町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 南越前町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱(平成17年南越前町訓令第35号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(令和5年告示第63号)

この告示は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第49号)

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	団 体 名 等	充て職又は選任方法
行政機関委員	南越前町	副町長
	南越前町教育委員会	団体等からの推薦により選任
団体代表委員	南越前町社会福祉協議会	
	南越前町民生委員児童委員協議会	
	南越前町母子寡婦福祉会	
	南越前町ひまわり会	
	南条郡校長会	
	南条郡PTA連合会	
	南越前町保育研究会	
	南越前町保育所保護者会	
	南越前町児童館児童厚生員	
	南越前町地域活動連絡協議会	

敬称略 順不同

団 体 名 等	氏 名	備考
南越前町	北野 徹	
南越前町教育委員会	櫛村 沙奈絵	
南越前町教育委員会	治内 茂喜	
南越前町社会福祉協議会	細川 泰司	
南越前町民生委員児童委員協議会	今村 ゆみ子	会長
南越前町母子寡婦福祉会	笛吹 小夜子	
南越前町ひまわり会	小林 寿夫	
南条郡校長会	今村 公一 牧野 吉伸	令和6年1月4日～令和6年3月31日 令和6年4月1日～令和8年1月3日
南条郡PTA連合会	川端 信治	
南越前町保育研究会	坂本 妃津留	
南越前町保育所保護者会	伊藤 伸朗	
南越前町児童館児童厚生員	田島 美鈴	
南越前町地域活動連絡協議会	川島 麻美	

※任期：令和6年1月4日～令和8年1月3日

南越前町こども計画
(第3期南越前町子ども・子育て支援事業計画)

発行：南越前町 保健福祉課

福井県南条郡南越前町東大道 29-1

TEL:0778-47-8007 FAX:0778-47-3605